

年 月 日

千代田清掃事務所長 殿

排出事業者（所有者等） 住所

排出事業者（所有者等） 氏名

【法人の場合は名称及び代表者氏名】

マニフェスト非適用届

次の排出場所は、マニフェスト適用対象事業者の基準に該当しなくなったので、千代田区一般廃棄物管理票の取り扱いに関する要綱第8条の規定により次のとおり届け出します。

届 出 事 由									
排 出 場 所	名 称								
	所在地								
排出場所コード	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								

清掃事務所受付欄

※ 一日平均排出量が 100 kg未満になり、マニフェストの使用を中止する場合には、そのことが証明できるものを添付すること。

- (例) ・ ごみ運搬自動車伝票（レシート）の写し
 ・ 一般廃棄物収集運搬契約書の写し

--